

各都道府県知事 殿
各救助実施市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

令和 3 年度における被災者支援の適切な実施について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

被災者支援については、従前より、災害が発生した際に、各災害に係る被災都道府県の担当部局長あてに、住家の被害状況調査、災害救助法及び被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準ずる支援措置の活用等に関する技術的助言に係る通知を发出してきたところです。

近年、災害による被害が相次いで発生しているため、本年度においても引き続き、平時からの準備も含め、災害発生時にあっては下記について適切に対応いただくとともに、関係部局及び都道府県内市町村に周知するなど、被災者支援に万全の対応を実施していただくよう、格別の御配意をお願いいたします。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等の改正法について、今国会で審議され、本年 4 月 28 日に成立しました。追って、当該改正法に係る留意点等を通知いたしますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として发出するものであることを申し添えます。

記

1. デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について

(1) 被災者支援手続におけるデジタル技術の活用等

被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、各種被災者支援手続を迅速に行う必要があります。

一方で、被災者支援手続においては、被災者が一斉に訪れることで窓口に行列ができるなど、新型コロナウイルス感染症対策上の問題が生じることが考えられます。そのため、被災者支援手続の実施にあたっては、マイナポータルを活用した電子申請やマイナンバーを活用した住民票等の添付不要化、地方公共団体情報システム機構が提供している被災者支援システムによる被災者台帳の作成など、被災者の早期の生活再建に資するよう、平時よりデジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を積極的に検討していただくようお願いいたします。

また、内閣府では、令和 3 年度予算において、被災者台帳の作成等の被災者支援手続

のための基盤的なシステム（以下「基盤システム」と言う。）を、クラウド上で整備することとしております。基盤システムに参画いただいた地方公共団体においては、住民情報と被災情報とを連携させて被災者台帳を作成することが可能になるほか、マイナポータル（官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のサービスのこと）のぴったりサービス（サービス検索機能・電子申請機能）を経由した住民からの罹災証明書の電子申請について、システム上での申請内容の確認や、申請情報の被災者台帳への自動反映が可能になるなど、災害時の行政事務の効率化が図られます。加えて、罹災証明書のコンビニ交付も可能になり、被災者の利便性の向上にもつながります。既に被災者支援システムを導入している地方公共団体であっても、既にお使いのシステムをそのまま利用しつつ、基盤システムの一部機能を活用可能なよう整備する予定であり、また、これから被災者支援システムを導入される地方公共団体においては、クラウド上の基盤システムを操作することにより対応可能となることから被災者支援システムのためのハード整備が不要となるため、システム導入が容易に行えます。また、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給等に関する事務の簡素化や電子申請の円滑化を図るための活用方策について検討を行っております。本システムは、令和3年度中に整備し、令和4年度より運用を開始する予定ですので、本システムの運用開始後、各地方公共団体におかれましては、積極的に活用していただきますようお願いいたします。

① 被災者支援に係るマイナポータルの活用について

災害発生後、各地方公共団体は被災者の生活再建の取組を支援する各種制度を展開しますが、その際、被災者と行政の双方において様々な負担が生じることを踏まえ、各種手続を迅速かつ効率的に行うことが重要です。

災害発生時に市町村が行う各種被災者支援の手続において、マイナポータルのぴったりサービスを活用することにより、被災者は、居住する市町村の窓口に出向かずともマイナポータル上で自らの被災状況に即した支援制度（罹災証明書の発行、災害弔慰金及び被災者生活再建支援金の支給等）を検索・確認し、申請届出書をオンラインで作成・印刷すること、電子申請機能を用いて申請等を行うことが可能となります。

また、市町村は、ぴったりサービスを通じて、被災者支援制度の周知及び申請届出様式の提供等を行うことと併せ、被災者からの申請内容を電子データで受け取るなど、事務作業の効率化を図ることが可能となります。

被災者と行政双方の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルの積極的な活用をお願いいたします。

<被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/minorportal/index.html>

② 被災者生活再建支援金の手続における住民票等の添付不要化について

支援金の申請手続については、申請書にマイナンバーを記載することにより、住民票の添付が不要となっていますので、この点について引き続き積極的な活用をお

願いいたします。（「被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務における情報連携開始について」令和2年7月20日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）参照。）

また、市町村が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する罹災証明情報を含む特定個人情報や複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、同法第9条第2項に基づき条例で定めた場合には、各被災者支援措置に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答等に関する事務において、マイナンバーを利用して罹災証明情報を含む特定個人情報を検索し、当該申請に係る被災者の罹災証明情報を確認することができるようになることから、申請時に罹災証明書（写しを含む。）の添付を求めることが不要となります。

（『「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の公布に伴う改正後の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における罹災証明書の交付に関する事務の運用について』令和元年5月31日付け府政防第113号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）参照。）

このような取組により、被災市町村の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減が図られるとともに、申請者の負担軽減にもつながりますので、マイナンバーを利用した住民票の添付不要化や罹災証明情報の庁内連携を円滑に行うことができる体制を構築いただくとともに、積極的な活用をお願いいたします。

（2）被災者生活再建支援制度データベース

大規模災害時には、各省庁や各都道府県等から各種被災者支援の制度の情報が提供されていますが、多くの制度があることや、順次新たな制度が追加されることから、被災者や地方公共団体の行政機関窓口の職員等（以下「被災者等」という。）が必要な制度を調べ、利用できるまでに時間・労力を要している状況であると思われまます。そのため、被災者等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるような環境の整備が重要であると考えております。

こうした状況に鑑み、被災者等への支援制度の利用促進、生活再建支援の迅速化を図るため、生活再建支援の制度を一元的に集約したデータベースを令和3年度中に整備する予定としております。本整備では、各都道府県及び各市町村の所管する被災者支援制度の情報を、今後準備が整い次第入力していただくことを予定しておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。また、整備後についても、データベースに登録していただいた被災者支援制度の情報を適切に更新していただくとともに、行政機関窓口の職員の業務等へのご活用に合わせて被災者の方々への周知についてもご協力をお願いいたします。

（3）防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

近年、頻発化・激甚化する災害への対応や、被災者の支援を効果的・効率的に行うためには、地方公共団体等においてもICTを始めとする先進技術を積極的に活用してい

くことが重要です。

このため、内閣府においては、令和3年度中に、災害対応に当たる自治体等と民間企業が持つ先進技術のマッチングや、自治体における効果的な活用事例の横展開等を行う「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を設置することとしております。プラットフォームでは、常設するウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）の開設・運営と、年間3回程度のセミナーの開催を予定しています。

令和3年度第1四半期末にマッチングサイトを開設予定ですので、各地方公共団体におかれては、マッチングサイトに積極的に登録いただきますようお願いいたします。

<令和3年度予算案・税制改正等概要（内閣府防災担当）>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/pdf/r3_yosan_0120.pdf

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所及び避難所外の避難者への生活支援等について

（1）避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで通知等を発出し、助言を行ってきたところですが、今後も引き続き、平時の事前準備及び災害時の対応を徹底していただくようお願いいたします。

<避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について>

これまでの通知等について、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策 関連情報」に掲載しています。

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

また、災害が発生し、避難所を開設する際には、

- ①避難者の健康管理（受付時の問診・検温の実施、その後の健康状態の確認等）
- ②避難所の衛生管理（マスク、消毒液の用意等）
- ③避難者スペースの十分な確保（テープ、パーティション、テント等を利用した区画等）
- ④発熱者等への対応（専用スペース、区分した動線、専用トイレの確保等）

等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただくようお願いいたします。

（2）避難所外避難者を含めた被災者の支援

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅や親戚・知人宅等への避難を促してきたことから、先般の令和2年7月豪雨災害においては、避難所外に避難する方が相当数おられました。こうした避難所外避難者に対しても、物資の提供や安否確認等の支援が適切に行われるよう、対応を検討しておくことが重要です。

例えば、避難者への物資の受渡しについて、避難所外の地区の拠点において消防、市町村の職員、地区の代表者の協力を得て行うことが考えられます。また、安否確認等については、自治会や保健所、福祉関係団体等とも連携しながら行うことが考えられますので、地域の実情に応じて適切に対応していただくよう、お願いいたします。

また、避難所の受付窓口では、必要に応じ、被災者に関するアセスメント調査票（※）を配布し、避難所にいる避難者だけでなく、生活物資等を受け取りに避難所に来られる在宅避難者等の被災状況の確認に活用するとともに、被災者台帳につなげることもご検討ください。

（※）「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」（令和2年5月7日付け事務連絡厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室通知）

医療・保健・福祉・防災関係者が分野横断的に被災者の被災状況をただちに把握し、共有することを目的に作成するもの。以下の URL の別添 1 を参照。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

3. 被災者台帳の作成について

被災者台帳は、被災者の支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、災害発生時の被災市町村では、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した台帳です。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、被災者台帳に記載又は記録する情報について明確にするとともに、法律に明確な根拠を設けて個人情報保護条例との関係を整理しています。

被災者台帳を利用することにより、例えば、「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」（災害対策基本法第90条の3第2項第5号）が市町村内部で共有され、従来申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた市町村の支援施策について、その添付を不要とすることも可能になります。また、災害発生後に速やかに情報を収集することが可能となるよう、被災者台帳に記載・記録する事項及び関係部局の把握、情報入手・共有・提供のための方法等のルール決定など、「平時からの準備」が重要ですので、市町村においては、被災者台帳の作成等が積極的に行われるよう対応方お願いいたします（「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」（平成26年1月24日付け府政防第60号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）通知）参照）。

近年、災害が激甚化する中で、被災者ごとに適切な生活支援の制度を活用できるような見守り・相談支援を行うことが重要です。被災者台帳に掲載される情報は、被災者の基礎データであり、見守り・相談支援の対象者を検討する際にも活用できます。

これらのことから、被災者台帳の作成等が積極的に行われるよう対応方お願いいたします。

< 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年3月内閣府） >

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

< 参考 >

宮城県仙台市や鳥取県など複数の地方公共団体において、被災者個々の状況を把握し、被災者それぞれの課題に応じて相談や支援をする取組が行われています。被災者台帳に掲

載される情報は、このような相談や支援を行うための基礎データとして活用できます。

- ・宮城県仙台市（「仙台市被災者生活再建推進プログラム」）
<http://www.city.sendai.jp/kenko-jigyosuishin/shise/daishinsai/fukko/sekatsu/index.html>
- ・鳥取県（「生活復興支援リーフレット」）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/262364.htm>

なお、「1.（1）被災者支援手続におけるデジタル技術の活用等」に記載の通り、地方公共団体情報システム機構が提供している被災者支援システムによる被災者台帳の作成をすることができますが、今後、内閣府では、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者台帳を作成することができ、また、被災者がぴったりサービスを活用して直接役所に出向かなくても罹災証明書の電子申請を行うことができ、罹災証明書をコンビニで交付する基盤的なシステムを、令和3年度中に整備し、令和4年度より運用を開始する予定です。被災者の利便性が図ることができる上、行政事務の効率化に資するシステムですので、当該システムの運用が開始された際には、積極的に活用していただきますようお願いいたします。

<「令和3年度予算案・税制改正等概要（内閣府防災担当）」21 ページ参照。>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/pdf/r3_yosan_0120.pdf

4. 国による物資支援と「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用について

大規模災害が発生した場合には、国が自ら、被災都道府県からの具体的な物資要請を待たずに、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品などを調達し被災地に緊急輸送する、いわゆるプッシュ型支援を実施します。

プッシュ型支援の実施の際は、効率的な物資輸送の観点から、都道府県が設置する広域物資輸送拠点への輸送が基本になるため、被災都道府県におかれては、早急な拠点の開設はもとより、物流事業者への拠点運營業務の委託により必要な人員や資機材を確保するなど、迅速な拠点管理体制を確立いただくとともに、同じく物流事業者に輸送業務を委託するなど、管内市町村への物資輸送に必要な輸送体制を早期に確立するようお願いいたします。

同様に、各市町村においても、迅速に支援物資を避難所等へ輸送する必要があるため、拠点管理体制及び輸送体制の早期確立に努めていただきますようお願いいたします。

また、物資の要請や調達、輸送等に係る各種情報の把握や共有にあたっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用により、一層迅速かつ効率的な実施が可能となるため、各地方公共団体におかれては、積極的な活用をお願いいたします。

なお、平時における災害に備えた取組みとして、各都道府県、各市町村ともに、物流事業者と協定を締結するなど、拠点管理・輸送体制に万全を期すようお願いいたします。

同じく、平時における災害に備えた「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用については、内閣府としても災害時の最低限の操作に絞った緊急時マニュアルや、操作主体毎に分かりやすい操作マニュアルの作成、実災害を想定した国主体での操作訓練の実施など、

自治体における円滑な導入・運用に向けた支援を実施しておりますので、都道府県において、災害時の運用を事前に計画やマニュアルに定めた上で管内市町村に周知するなど、システム活用に係る意識の共有を図るとともに、システムを使用した実践的な訓練の定期的実施等により、システム操作の習熟を図っていただくようお願いいたします。また、本システムは平時からの備蓄物資の管理に活用可能であるとともに、消防庁において毎年各自治体あてに調査を実施している「消防防災・震災対策現況調査」においても、本システムへの備蓄入力によって、備蓄物資に係る調査項目については報告不要となっておりますので、合わせて周知します。

5. 災害救助法の適用等について

(1) 災害救助法の適用について

災害が発生し、住家等への被害が生じた場合のほか、生命・身体への危害が生じた場合には、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用が可能となりますので、各都道府県及び救助実施市においては、災害の状況について細心の注意を払っていただくようお願いするとともに、場合によっては被害の程度が不明確な状況でも、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府にご相談いただきますようお願いいたします。

併せて、避難所の開設についても躊躇なく行っていただくとともに、都道府県と各市町村における被害の状況等の情報共有に万全を期すようお願いいたします。

(2) 災害救助法の適切な運用について

災害救助法の運用について、地方公共団体によっては、古い「災害救助事務取扱要領」や過去の取組事例集などに基づき運用がなされていた事例等が見受けられます。

今般の災害に関する運用の状況なども踏まえ、「災害救助事務取扱要領」について適宜見直しを行っておりますので、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用をしていただくようお願いいたします。

(3) 被災住宅の応急修理制度の運用について

住宅の応急修理については、令和元年度の台風第 15 号を契機に、一部損壊の住宅のうち損害割合が 10%以上の被害が生じたものについて準半壊として支援の対象としたことから、正しい運用に係る考え方を「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する Q & A」として示しておりますので、ご留意願います。

近年、応急修理の完了について長期化傾向が続いております。早期の被災者の生活再建のためには、速やかに修理が完了することが必要であるため、地域の工務店団体等の協力も得つつ、早期完了に向けた環境整備を図っていただくようお願いいたします。

<災害救助法>

http://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujou.html

※「災害救助法の概要」、「災害救助事務取扱要領」及び「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する Q & A」等について掲載

(4) 応急修理期間における応急仮設住宅の使用について

近年の災害において、工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が見られる傾向にあることから、令和2年7月豪雨以降に発生した災害より、応急修理期間が1か月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、応急修理完了までの間、一時的な住まいとして、賃貸型応急住宅への入居（災害発生の日から原則6か月までの間）を可能とすることとしています。

応急修理完了までの間、応急仮設住宅への入居を行う場合など、応急修理の修理期間の長期化が見込まれる場合には、地域の工務店団体等及び民間賃貸業関係団体等とも調整いただき、被災された方の地元での早期の住宅再建に努めていただくようお願いいたします。

<令和2年7月豪雨に係る応急仮設住宅について（令和2年7月17日事務連絡）>

http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0717.pdf

6. 住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付について

(1) 住家の被害認定調査について

災害に係る住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付については、災害対策基本法第90条の2の規定により、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとされています（「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日府政防第559号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）通知）参照）。

内閣府では、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年7月作成、令和3年3月最終改定）（以下「運用指針」という。）を定めるとともに、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」

（令和2年3月内閣府（防災担当））において、被害認定調査における各部位ごとの損傷程度を写真により例示するなど、調査の参考となる資料を掲載しております。これらの基準・運用指針等を踏まえ、適切に住家の被害認定調査を実施していただくようお願いいたします。この際、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の第2次調査や再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するようご配慮願います。

なお、運用指針については、令和3年3月改定で、被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月4日公布・施行）による被災者生活再建支援金の中規模半壊世帯（住家の損害割合が30%以上40%未満の世帯）への対象拡充を踏まえ、被害の程度に中規模半壊の区分を設ける等の見直しを実施していますのでご注意ください。

(2) 被災した住家の写真撮影・保存について

罹災証明書の交付にあたっては、その前提として市町村職員による住家の被害認定調査が実施されることとなりますが、被災者が調査の前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査・判定が困難となるため、あらかじめ、被災者自身が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくことが肝要です。

また、被災した住家の調査・判定にあたっては、根拠資料として、調査員による損傷箇所の写真撮影も重要となります。

これらの点について、「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」(令和2年7月5日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))において、被災者に対する写真撮影・保存の周知の徹底や調査段階での写真撮影・保存の適切な実施についてお知らせしています。これらも参考としつつ、円滑かつ適正な住家の被害認定調査の実施に努めていただくようお願いいたします

(3) 罹災証明書の交付について

内閣府では、罹災証明書を遅滞なく交付することができるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(令和2年3月内閣府(防災担当)(以下「手引き」という。))を定めています。本手引きを参考に、住家の被害認定調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努めていただくようお願いいたします。

また、罹災証明書の様式については、地方公共団体等からの様式を統一してほしいとの要望を踏まえ、「罹災証明書の様式の統一化について」(令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官(防災担当))において、統一様式を提示するとともに、罹災証明書の交付枚数や代理申請については、「罹災証明書の交付に係る運用について」(令和2年3月30日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当))において、統一的に運用することが適切である旨を通知しています。これらの通知等も参考としつつ、罹災証明書の適切な交付に努めていただくようお願いいたします。

なお、統一様式については、被災者生活再建支援法の改正(令和2年12月4日公布・施行)による被災者生活再建支援金の中規模半壊世帯への対象拡充を踏まえ、「罹災証明書の統一様式の改定について」(令和2年12月4日付け府政防第1747号内閣府政策統括官(防災担当))において、被害の程度に中規模半壊を設ける等の見直しを実施し、統一様式を改定しておりますので、ご留意ください。

さらに、住家の被害認定調査に従事する職員の育成等のための映像資料を内閣府ホームページ(下記<災害に係る住家の被害認定>URL中の「(映像資料)住家の被害認定調査の判定方法」を参照。)に公開しております。運用指針や手引き等と併せてご確認の上、適切なお対応をお願いいたします。

また、罹災証明書の交付については、「1. デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について」のとおり、市町村の被災者支援に関するシステムの導入を促進するため、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者支援に活用でき、また、罹災証明書の電子申請やコンビニでの交付にも対応できる基盤的なシステムを、令和3年度中に整備し、令和4年度より運用を開始す

る予定としています。当該システムの運用が開始された際には、積極的に活用をいただきますようお願いいたします。

(4) 災害発生時の罹災証明書交付業務における実施体制の確保等について

被災した住家の調査・判定方法や罹災証明書の交付などの罹災証明書交付業務において、被害の規模と比較して被災市町村の職員のみでは不足すると見込まれる場合には、「応急対策職員派遣制度」(総務省)をはじめとする他の地方公共団体に対する応援の要請や民間の専門家等の活用について検討するとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、貴都道府県から被災市町村に対し必要な支援を行っていただくようお願いいたします。特に、災害発生後は速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施していただきますようお願いいたします。この際、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるように努めていただくようお願いいたします。

なお、本説明会の実施に当たっては、内閣府の担当職員又は独立行政法人都市再生機構の職員(内閣府との協定*に基づく。)を説明者として派遣することも可能ですので、随時ご相談ください。

※「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について」(令和2年6月19日付け事務連絡内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))参照。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、罹災証明書交付業務において、「三つの密」(密閉空間、密集場所、密接場面)が発生することが懸念されることから、「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和2年5月27日付け府政防第950号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当))の通知を参考としつつ、罹災証明書交付業務の適切な実施に努めていただくようお願いいたします。

※ (1)～(4)に関連する被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付に係る資料は、内閣府HP(下記<災害に係る住家の被害認定>URL)に掲載しておりますので、ご利用ください。

<災害に係る住家の被害認定>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unityou.html>

7. 被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等について

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の支援については、一定規模以上の被害が生じ、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、全都道府県による相互扶助とそれに対する国の支援による被災者生活再建支援制度が適用されます(適用は各都道府県で判断)。

被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、被災者の生活再建を支援するという目的を十分踏まえ、被災者の生活の速やかな再建に資するよう、被害状況の調査から支援金の支給に至る事務を適切に行っていただきますようお願いいたします。特に、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和2年12月4日に公布・施行され、制度改正が行われておりますので、これを踏まえた適切な事務の実施をお願いいたします。（改正法では、支給対象となる被災世帯として、住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（損害割合が30%台の半壊世帯）を追加し、同世帯に対し、居住する住宅を建設又は購入する場合は100万円、補修する場合は50万円、賃借する場合は25万円を支給することとしており、令和2年7月豪雨以降に発生した災害から適用することとしています。）

また、迅速な制度の適用や被災者への適切な周知・説明、円滑な支援金支給事務の実施などにより、支援対象となる被災者が申請期間内に確実に支援金の支給を申請できるようにするとともに、「1. デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について」にもあるとおり、マイナポータルの積極的な活用や、マイナンバーを利用した罹災証明情報に係る庁内連携の実施をするなど、各自治体の人員体制や災害の規模も考慮の上、支援金の迅速な支給に努めていただきますようお願いいたします。

なお、支援金の支給までの期間については、現行申請から支給まで概ね2月半程度要していますが、国会審議の過程でも被災者のため短縮するよう求められており、「1. デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について」にもあるとおり、基盤システムの活用について検討（システム上での申請内容の確認などのデジタル化）しており、支給までの期間を30日程度（各自治体の人員体制や災害の規模に応じてさらに期間を要する場合もある。）に短縮することを目指したいと考えています。本システムにより支援金の支給に関する事務のデジタル化が可能となりましたら、積極的に活用して頂き、支援金の迅速な支給に努めていただきますようお願いいたします。

加えて、被災者生活再建支援法については、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、支援金を支給することとしているところですが、同法の適用となる災害による被災世帯を有する都道府県が、同災害で同法が適用されない世帯に対して、条例等に基づき独自支援制度で支援金を支給した場合、同法の範囲内で支給した額の5割を特別交付税で措置することとされています。現在、多くの都道府県において独自支援制度を創設済みですが、その他の都道府県におかれても、独自支援制度の検討を進めていただくようお願いいたします。

<被災者生活再建支援制度>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

※「被災者生活再建支援法の概要」等について掲載

8. 保険・共済の加入促進について

被災者生活再建支援法は、被災者の生活再建に関する「公助」の取組ですが、自然災害からの生活再建については「自助」による取組も重要です。この点については、全国知事

会等による「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告においても「国、地方公共団体は連携して関係団体とも協力しながら、住民に対し、自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある。」とされています。各都道府県におかれては、令和2年12月に送付させていただきました、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）の別紙3「自然災害における保険・共済の加入促進に向けて」を踏まえ、防災基本計画に基づき、保険・共済に係る事項を地域防災計画に盛り込むなど、関係部局及び貴管内の市町村への周知等を通じて、貴管内の住民に対し、自然災害による損害を補償する適切な保険・共済への加入の促進に資する情報提供を行うなど、災害への備えとなる「自助」の取組を促すようお願いいたします。

<被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/201204tsuti.pdf>

9. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けについて

(1) 災害弔慰金等の支給について

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」という。）の規定により、災害救助法が適用されるなど一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村は、条例の定めるところにより、災害弔慰金を支給することができますとされています。

また、災害弔慰金法において、市町村は、条例の定めるところにより、自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金法別表に掲げる程度の障害がある住民に対し、災害障害見舞金を支給することができますとされています。

令和元年の災害弔慰金法改正において、市町村は、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされており、適切な対応をお願いいたします。

平成31年4月に災害関連死の定義を定め、災害関連死の審査状況を把握するために、令和2年2月に災害弔慰金等負担金交付要綱を改正し、実績報告の際、付表として災害関連死調査表を提出いただいているところですが、同調査表は災害弔慰金支給の有無にかかわらず提出いただくことになっておりますので、適切な対応をお願いいたします。

<参考>

市町村による災害関連死の認定が円滑、適切に行われることを目的として「災害関連死事例集」を令和3年4月に取りまとめ、内閣府ホームページ上に公表いたしました。本事例集には、災害関連死の認定・不認定例、裁判例のほか、市町村における認定基準、審査会等の例も掲載しておりますのでご活用ください。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/kanrenshijirei.html>

(2) 災害援護資金の貸付けについて

災害弔慰金法においては、市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法による救助の行われる災害等により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができることとされています。貸付に当たっては、被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることに留意願います。

貸付け申請期間は、被災後の生活再建の原資という制度の趣旨から、できるだけ早期に貸付事務を行うことが望ましく、その一方で、市町村の事務体制の観点からの準備も必要であることから、災害が発生してから3か月以内に申請の受付を終了する旨の通知を行っているところであり、原則としてそれに従った取扱いがなされています。

平成30年の災害弔慰金法の改正において、貸付利率について、年3%以内で条例で定める率とされたところですが、貸付利率は災害援護資金の事務費に充てられることに鑑み、市町村において十分慎重に検討されるべきことに留意願います。

また、同年の災害弔慰金法施行令の改正において、保証人の規定が削除されました。保証人を附すかどうかについては、市町村の判断で条例で定めることとなりますが、その考え方として、保証人を附さないとした場合、債権管理が困難になることがあることも勘案した上で慎重に検討いただくよう、お願いいたします。

10. 「被災者支援に関する各種制度の概要」の活用について

内閣府では、「被災者支援に関する各種制度の概要」パンフレットを作成し、内閣府ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。Wordファイルが必要な場合はご連絡いただければ送付いたします。

なお、本資料の活用にあたっては、パンフレット中の「問い合わせ先」欄を具体的な担当部局名、電話番号等に修正し、さらに独自の支援制度を追加するなど、被災者にとって一層有用なものとなるよう配慮してください。

<被災者支援に関する各種制度>

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

※「被災者支援に関する各種制度の概要」について掲載

以上

<問い合わせ先>

○1 について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付 西山
TEL：03-3501-6996（直通）

E-mail：naoto.nishiyama.a8e@cao.go.jp

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 箕輪
TEL：03-3593-2849（直通）

E-mail：atsushi.minowa.r7d@cao.go.jp

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 辻野
TEL：03-3503-9394（直通）

E-mail：mitsuru.tsujino.i7r@cao.go.jp

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 浅川
TEL：03-3503-9394（直通）

E-mail：kazuyuki.asakawa.k4w@cao.go.jp

○2 について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 赤司、長谷川、村上
TEL：03-3501-5191（直通）

E-mail：toshikazu.akashi.a6z@cao.go.jp

E-mail：yohei.hasegawa.v4y@cao.go.jp

E-mail：eiji.murakami.f7x@cao.go.jp

○3、10 について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 箕輪、立花、田中
TEL：03-3593-2849（直通）

E-mail：atsushi.minowa.r7d@cao.go.jp

E-mail：mariko.tachibana.u3z@cao.go.jp

E-mail：yu.tanaka.r2z@cao.go.jp

○4 について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）付 中島
TEL：03-3503-2231（直通）

E-mail：koji.nakajima.h4y@cao.go.jp

○5 について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 阿部、横田
TEL：03-3503-9394（直通）

E-mail：yoshinobu.abe.m7c@cao.go.jp

E-mail：yoshihiro.yokota.i4i@cao.go.jp

○6 について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 辻野
TEL：03-3503-9394（直通）

E-mail：mitsuru.tsujino.i7r@cao.go.jp

○7、8 について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付 浅川
TEL：03-3503-9394（直通）

E-mail：kazuyuki.asakawa.k4w@cao.go.jp

○9 について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 山根
TEL：03-3501-5191（直通）

E-mail：takeshi.yamane.d2s@cao.go.jp